

特定非営利活動法人とういん市民活動テラス定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人とういん市民活動テラスといます。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を三重県員弁郡東員町に置きます。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、まちのさまざまな課題を明らかにし、その課題の解決に取り組みます。また、それらの課題を自分たちの手で解決していこうとする人たちに対し、その活動を応援し、その活動を行いやすい環境を整えていきます。これにより、さまざまなステークホルダーが集まれるテラスを作り、人と人のネットワークをつなぐハブ的な役割を果たし、市民自身による市民社会づくりに寄与します。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行います。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 災害救援活動
- (9) 地域安全活動
- (10) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (11) 国際協力の活動
- (12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (13) 子どもの健全育成を図る活動
- (14) 情報化社会の発展を図る活動
- (15) 科学技術の振興を図る活動
- (16) 経済活動の活性化を図る活動
- (17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

- (18) 消費者の保護を図る活動
- (19) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (20) 地域防災活動
- (21) 障がい者の自立と共生社会（障がいのある人となない人が、相互に人格と個性を尊重し合い、それぞれの違いを認め合いながら共に生きる社会をいう。）の実現を図る活動
- (22) 多文化共生社会（国籍、民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係の下で地域社会の構成員として安心して共に生きる社会をいう。）づくりの推進を図る活動

（事業）

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行います。

- (1) まちのさまざまな課題の調査、研究及びその解決のための事業
- (2) まちのさまざまな課題を解決しようとしている市民活動の調査及び支援事業
- (3) 市民活動を行いやすい環境の調査及び整備事業
- (4) 前各号の特定非営利活動に係る事業に附帯し、又は関連する事業で、当該活動の推進に資する事業

第3章 会員

（種別）

第6条 この法人の会員は、次に掲げる者とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とします。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) その他の会員 理事会が別に会員規則において定めた個人

（入会）

第7条 この法人の正会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を代表理事に提出することとします。

- 2 代表理事は、前項の入会申込者が、第3条に定めるこの法人の目的に賛同し、第4条及び第5条に定める活動及び事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り、入会を承諾し、入会申込者にこれを通知することとします。
- 3 その他の会員の入会については、理事会が別に定めた会員規則にそって入会することとします。

（会費）

第8条 会員は、会費を納入しなければなりません。

- 2 会費の額及び会費の納入方法については、理事会が別に定めた会費規則によるものとします。

(退会)

第9条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出することにより、本人の意思によって退会できることとします。

2 会員が次の各号のいずれかに該当したときは、退会したものとみなすことができることとします。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 半年以上会費を滞納したとき。
- (3) 除名されたとき。

(除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができることとします。

- (1) 法令、この定款等に違反したとき。
- (2) 個人情報保護違反など、他の会員に対する迷惑行為を行ったとき。
- (3) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知し、除名の議決を行う理事会において、当該会員に弁明の機会を与えることとします。

第4章 役員等

(種別及び定数)

第11条 この法人に、次の役員を置くことにします。

- (1) 理事 3人以上10人以内
- (2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち、1人以上3人以内を代表理事とします。

(選任等)

第12条 理事は、総会において正会員の中から選任します。

2 監事は、総会において正会員又はその他の者から選任します。

3 代表理事は、理事の互選とします。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはなりません。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができません。

(職務)

第13条 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決にもとづき、この法人の業務を執行します。

- 2 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括します。代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しません。
- 3 理事は、この定款の定め及び理事会の議決にもとづき、法人の業務を執行します。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行います。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第14条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度の末日までとします。ただし、再任を妨げません。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長します。
 - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とします。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、第11条に定める最小単位の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならないこととします。

(解任)

- 第15条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事については理事会において出席理事数の過半数の議決により、監事については総会において出席社員数の過半数の議決により、これを解任することができます。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第16条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができます。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができます。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定めます。

(評議員等)

- 第17条 この法人は、法人の活動やあり方についてアドバイスを受けるため、評議員、顧問を置くことができます。

- 2 評議員は、代表理事が指名することとします。
- 3 顧問は、理事会が指名することとします。
- 4 顧問は、理事会に出席して意見を述べることができます。
- 5 評議員、顧問の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度の末日までとします。ただし、再任を妨げません。

第5章 総会

(種別)

第18条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とします。

(構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成します。

(権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決します。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業の方針の承認
- (5) 事業の報告及び決算の承認
- (6) 理事及び監事の選任ならびに監事の解任、監事の職務及び報酬
- (7) 理事会が総会に付議するとして決議した事項
- (8) そのほか、定款第25条第1項に定める手続きによって、総会が議決を必要と認めた事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎事業年度1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催します。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催します。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第22条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集します。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければなりません。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは

は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければなりません。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出します。

(定足数)

第24条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができないこととします。

(議決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項についてのみとします。ただし、議事が緊急を要することで、出席した正会員の5分の1以上の同意があった場合には、議決事項にすることができることとします。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとします。

(表決権等)

第26条 ひとりひとりの正会員の表決権は、平等とします。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができることとします。

3 前項の規定により表決した正会員は、第24条、前条第1項及び第2項、第27条第1項第2号及び第44条の適用については、総会に出席したものとみなすこととします。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできません。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成することとします。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的方法表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記します。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印することとします。

第6章 理事会

(構成)

第 28 条 理事会は、理事をもって構成します。

(権能)

第 29 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決します。

- (1) 事業の方針の作成
- (2) 事業計画、活動予算見通しの承認及び変更
- (3) その他の会員の入退会の承認
- (4) 代表理事の選任及び理事の解任
- (5) 顧問の指名
- (6) 会員規則及び会費規則の制定及び改正
- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) 総会に付議すべき事項
- (9) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (10) そのほか総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 30 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催します。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 4 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 13 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 31 条 理事会は、代表理事が招集します。

- 2 代表理事は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければなりません。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければなりません。

(議長及び定足数)

第 32 条 理事会の議長は、その理事会に出席した理事から選出します。

- 2 理事会は、理事総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会できないこととします。

(議決)

第 33 条 理事会における議決事項は、第 31 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とします。ただし、議事が緊急を要することで、出席した理事の 5 分の 1 以上の同意があった場合には、議決事項にすることができるとします。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとします。

(表決権等)

第34条 ひとりひとりの理事の表決権は、平等とします。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができることとします。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び第35条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなすこととします。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできません。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成します。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法表決者にあつては、その旨を付記します。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければなりません。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成することとします。

- (1) 設立時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第37条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとします。

(資産の管理)

第38条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表

理事が別に定める。

(会計の原則)

第 39 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる正規の簿記の原則、真実性・明瞭性の原則、継続性の原則という会計の三原則にしたがって行うものとします。

(会計の区分)

第 40 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとします。

(事業計画及び予算)

第 41 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算見通しは、代表理事が作成し、理事会の承認を経なければなりません。

(事業報告及び決算)

第 42 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経て、総会の承認を得るものとします。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとします。

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わるものとします。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 44 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければなりません。

(解散)

第 45 条 この法人は、次に掲げる事由により解散します。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、総会に出席した正会員の過半数

による議決を経なければなりません。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければなりません。

4 この法人が解散したときは、理事が清算人となります。

（残余財産の帰属）

第46条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した正会員の過半数の議決をもって選定された者に譲渡するものとします。

（合併）

第47条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員の過半数の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければなりません。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第48条 この法人の公告は、この法人のインターネット上のウェブページに掲示することによって行います。ただし、法人が解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告、及び清算人が清算法人について破産手続開始の申立てを行った旨の公告は、官報に掲載して行うこととします。

第10章 雑則

（細則）

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定めます。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行します。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とします。

代表理事 石垣 弘美

代表理事 大矢知 由起

理事 印南 梨花

理事 中神 洋子

理事 大島 潔

理事 前田 満理

理事 伊藤 良子

理事 加藤 等

監事 大矢知 哲也

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 10 年 3 月 31 日までとします。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算見通しは、第 41 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとします。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 43 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとします。
- 6 この法人の設立当初の会費は、別に定める会費規則に掲げる額とします。

役員名簿

特定非営利活動法人とういん市民活動テラス

役 名	(フリガナ) 氏 名	住所又は居所	報酬の有 無
代表理事	イシガキヒロミ	個人情報のため隠しています。提出する書類には、住所の記載が必要です。	無
	石垣 弘美		
代表理事	オオヤチユキ		無
	大矢知 由起		
理事	インナンリカ		無
	印南 梨花		
理事	ナカガミヨウコ		無
	中神 洋子		
理事	オオシマキヨシ		無
	大島 潔		
理事	マエダマリ		無
	前田 満理		
理事	イトウリョウコ		無
	伊藤 良子		
理事	カトウヒトシ		無
	加藤 等		
監事	オオヤチテツヤ		無
	大矢知 哲也		

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

令和8年7月末現在のとういん市民活動支援センター登録団体に所属する会員数は、2千947人ですが、これは、同時期の令和8年7月末の東員町の全人口2万5373人の11、6%に相当しており、東員町は、町民による活動がたいへん活発に行われている自治体であることを物語っています。

しかしながら、このような恵まれた状況においても、年を追うごとに登録団体の退会が目立ってきました。大きな理由は、高齢化です。長年、地域住民の暮らしにおける課題に寄り添い、解決への取り組みを支えてきた人々が、次々とリタイアしています。

それと並行して、令和5年頃から、若い子育て世代の活躍が目立って増えてきました。親の孤立によるうつや虐待を防ぐために、子育て中の親がホッとできる居場所を作ったり、不登校やひきこもりなど、生きづらさを感じている子どもや大人のコミュニティを作ろうとしている団体などが、活発な活動を行っています。昨年度の市民活動体験イベントへの参加者や来場者の合計は2000人を超え、特に若い世代の来場者が多く見られるようになっていきます。

このように、住民が主体となって活動する市民団体が、様々な地域の課題に取り組んでいる一方で、行政による団体活動への支援や連携が、なかなか進んでいかないと感じています。

自治体の規模の大小に関わらず、インフラや住民サービスを同じように受けられることが求められますが、予算の少ないまちでは、大都会のように何でも揃えるということができなくなってきています。

そのような状況の中で、住み良いまちにしていくためには、行政と住民が連携して取り組むことが必要です。予算を細かく配分して、大きく小さくさまざまな手を差し伸べて、誰一人取り残さない。行政のサービスだけでは届かない支援の空白に、市民活動がスピード感を持って機能していくことで、パッチワークのようにどこまでも広がっていく大小のサービスを作り出していくことができると考えます。

私たち「とういん市民活動テラス」は、さまざまなステークホルダーが集まれるテラスを作り、人と人のネットワークをつなぐハブ的な役割を果たしていきたいと思っています。

2 申請に至るまでの経過

とういん市民活動支援センターの管理運営業務は、現在 NPO 法人みえきた市民活動センターで行われてきましたが、今年度で3年間の契約期間が終了します。

この間、とういん市民活動支援センターでは、市民活動団体と行政や企業などとの連携体制の構築に取り組んできた結果、防災、子育て、多文化共生などの分野で、行政の施策に関係することが増えていきます。

こうした状況を背景に、より地元に着目し、より住民のニーズに対応することができるNPO法人を設立し、とういん市民活動支援センターの管理運営業務の受け皿となるべく、2026年4月より設立の準備作業を開始しました。

2026年8月に、現在の市民活動支援センターのスタッフが理事となり、さらに男女共同参画やまちづくりなどの分野に専門性を持つ理事を迎えて、新たな中間支援団体を立ち上げるための準備委員会を開催しました。

東員町という小規模な自治体において、住民と行政が程よく近い距離間で、市民活動団体、自治会などのステークホルダーと一緒にさまざまな動きをする、新しい市民活動センターのかたちを、発信していきたいと思います。

2026年8月20日

特定非営利活動法人とういん市民活動テラス
設立代表者 石垣 弘美
大矢知 由起

令和 8 年度事業計画書

(法人成立の日 ～ 2027年 3月 31日)

特定非営利活動法人 とういん市民活動テラス

1 事業実施の方針

まち（特に東員町）のさまざまな課題を明らかにし、市民活動団体や自治体、企業、などと連携して、その課題の解決に取り組むべく、事業を行います。

2 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定 日時	実施予 定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び予定 人数	支出見込 み額 (千円)
まちのさまざまな課題の調査、研究及びその解決のための事業	男女共同参画に関する相談窓口の設置	2026.10 ～	北勢地 域	1人	地域の女性非 正規労働者 10人	5
まちのさまざまな課題の調査、研究及びその解決のための事業	男女共同参画に関する講師派遣、および、関係官庁や地域の企業との連携体制の構築	2026.10 ～	北勢地 域	1人	自治体および 企業の担当者 10人	10
まちのさまざまな課題を解決しようとしている市民活動の調査及び支援事業	市民活動団体の運営および資金調達に関する相談窓口の設置	2026.10 ～	北勢地 域	5人	市民活動団体 代表者 10人	5
市民活動を行いやすい環境の調査及び整備事業	予定なし					

前各号の特定 非営利活動に 係る事業に附 帯し、又は関 連する事業 で、当該活動 の推進に資す る事業	予定なし					
--	------	--	--	--	--	--

令和9年度事業計画書

(2027年 4月 1日 ~ 2028年 3月 31日)

特定非営利活動法人 とういん市民活動テラス

1 事業実施の方針

まち（特に東員町）のさまざまな課題を明らかにし、市民活動団体や自治体、企業、などと連携して、その課題の解決に取り組むべく、事業を行います。

2 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定 日時	実施予 定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び予定 人数	支出見込 み額 (千円)
まちのさまざまな課題 の調査、研究及びその 解決のための の事業	男女共同参画に関する相談窓口の設 置及び啓発活動	2027.4~	北勢地 域	1人	地域の女性非 正規労働者 10人	90
まちのさまざまな課題 の調査、研究及びその 解決のための の事業	男女共同参画に関する講師派遣、お よび、関係官庁や地域の企業との連 携体制の構築	2027.4~	北勢地 域	1人	自治体および 企業の担当者 10人	100
まちのさまざま な課題 を解決しよ うとしてい る市民活動 の調査及び 支援事業	市民活動団体の運営および資金調達 に関する相談窓口の設置	2027.4~	北勢地 域	1人	市民活動団体 10団体	10
市民活動を行 いやすい 環境の調査 及び整備事 業	市民活動の中間支援としての拠点整 備	2027.4~	東員町	6人	市民活動団体 約70団体	8,400

前各号の特定 非営利活動に 係る事業に附 帯し、又は関 連する事業 で、当該活動 の推進に資す る事業	予定なし					
--	------	--	--	--	--	--

令和8年度 活動予算書
法人成立の日から2027年3月31日まで
特定非営利活動法人とういん市民活動テラス
(単位: 円)

科目	金額 (円)		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	20,000	20,000	
賛助会員受取会費			
2. 受取寄附金			
受取寄附金			
3. 受取助成金等			
受取民間助成金			
4. 事業収益			
事業収益			
事業収益			
事業収益			
事業収益			
5. その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計			20,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
売上原価			
会議費			
旅費交通費			
消耗品費	10,000		
賃借料			
研修費			
通信費			
印刷費	10,000		
保険料			
講師謝金			
雑費			
その他経費計	20,000		
事業費計		20,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
売上原価			
会議費			
旅費交通費			
消耗品費			

賃借料			
研修費			
通信費			
印刷費			
保険料			
講師謝金			
雑費			
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			20,000
当期経常増減額			0
Ⅲ 経常外収益			
経常外収益計			0
Ⅳ 経常外費用			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

令和9年度 活動予算書
2027年4月1日から2028年3月31日まで
特定非営利活動法人とういん市民活動テラス

(単位：円)

科目	金額 (円)		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	20,000	20,000	
賛助会員受取会費			
2. 受取寄附金			
受取寄附金			
3. 受取助成金等			
受取民間助成金			
4. 事業収益			
とういん市民活動支援センター管理運営業務事業収益	9,000,000	9,000,000	
事業収益			
事業収益			
事業収益			
5. その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計			9,020,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当	7,380,000		
法定福利費	300,000		
福利厚生費			
人件費計	7,680,000		
(2) その他経費			
売上原価			
会議費	20,000		
旅費交通費	100,000		
消耗品費	200,000		
賃借料	250,000		
研修費			
通信費	100,000		
印刷費	150,000		
保険料			
講師謝金	100,000		
雑費			
その他経費計	920,000		
事業費計		8,600,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当	200,000		
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計	200,000		
(2) その他経費			
売上原価			
会議費	20,000		
旅費交通費	20,000		
消耗品費	10,000		

賃借料	20,000		
研修費			
通信費	20,000		
印刷費	10,000		
外注費	120,000		
保険料			
講師謝金			
雑費			
その他経費計	220,000		
管理費計		420,000	
経常費用計			9,020,000
当期経常増減額			0
Ⅲ 経常外収益			
経常外収益計			0
Ⅳ 経常外費用			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0